

○中央市子どもクラブ育成交付金交付要綱

平成26年3月28日
教育委員会告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域社会における小中学校の児童及び生徒(以下「児童等」という。)の健全育成及び資質の向上を図る市内の子どもクラブの持続的な活動を支援することを目的に交付金を交付するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもクラブ 児童等が、自主活動を通じて親睦、精神の発達を図ることを目的として活動する組織をいう。
- (2) 単位子どもクラブ 同一自治会内に居住する児童等をもって組織する団体又は児童等の数が少ないため、他の自治会と合同で組織する団体をいう。
- (3) 子ども安全会 公益社団法人全国子ども会連合会が行う全国子ども会安全共済会をいう。

(交付対象団体)

第3条 交付の対象となる団体は、子どもクラブ活動を実施する単位子どもクラブとする。

(交付金の交付基準)

第4条 交付金の額は、次の表に定める均等割と人数割の合算額とする。

区分	算定基準
均等割	単位子どもクラブごとに3,000円 ただし、豊富地区の木原自治会・大鳥居自治会内の単位子どもクラブについては、その年度の代表単位子どもクラブのみに支給するものとする。
人数割	単位子どもクラブごとの児童等の数に300円を乗じて得た金額とする。

2 人数割の算定基準は、当該単位子どもクラブに所属し、毎年7月1日現在で子ども安全会又は、それと同等の傷害保険への加入が確認できる児童等の数とする。

(交付金の交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする単位子どもクラブの代表者(以下「代表者」という。)は、中央市子どもクラブ活動育成交付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な

書類を添えて、当該年度の7月末日までに市長に提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、交付金を交付すべきと認めるときは、中央市子どもクラブ育成交付金交付決定通知書(様式第2号)により、交付金の交付を申請した代表者に通知するものとする。

(交付金の交付時期)

第7条 単位子どもクラブに対する交付金は、当該年度の10月末日までに交付するものとする。

(実績報告)

第8条 交付金の交付を受けた単位子どもクラブは、中央市子どもクラブ育成交付金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、子どもクラブ活動の完了日又は交付金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、市長に報告しなければならない。

(交付の返還)

第9条 市長は、単位子どもクラブが前条に規定する実績報告書を提出しない場合、交付金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

中央市長 様

_____子どもクラブ

代表者 _____ ㊟

中央市子どもクラブ活動育成交付金交付申請書兼請求書

子どもクラブ活動育成交付金の交付を受けたいので、中央市子どもクラブ活動育成交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定額は次の口座への振込を希望します。

1 申請金額 _____ 円

2 添付書類 年間活動計画書

子どもクラブ名簿

(対象児童及び生徒の子ども安全会または保険加入が確認できるもの)

【振込先口座】

フリガナ							
口座名義人							
金融機関名	銀行 信金 信組 農協			支店・支所			
口座番号							預金種類 1:普通 2:当座

※自治会口座または子どもクラブの口座を指定してください(役員の個人口座には振込できません)。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

代表者 子どもクラブ
様

中央市長



中央市子どもクラブ活動育成交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったに交付金について、次のとおり決定したので、中央市子どもクラブ活動育成交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付決定額 円

内訳

均等割 円

人数割(人×300円) 円

様式第 3 号(第 8 条関係)

年 月 日

中央市長 様

_____子どもクラブ

代表者 _____ 印

子どもクラブ活動育成交付金実績報告書

中央市子どもクラブ活動育成交付金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて報告します。

- 1 交 付 額 _____ 円
- 2 添付書類 年間活動報告書

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第8条関係)